

**自転車駐車場の附置義務条例の見直しを要望
～地域特性等を考慮し、条例改正や運用見直し等を働きかけ～**

【お問合せ先】大阪商工会議所地域振興部 中野

☎06(6944)6323

- 大阪商工会議所 都市再生委員会（委員長：錢高一善・(株)錢高組社長）は、大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例の見直しに関する要望を取りまとめ、本日6月24日付で橋下徹・大阪市長に建議した。
- 大阪市は、大阪の都市問題の一つになっている放置自転車対策を進めるため、大阪市全域の一定規模以上の集客施設、共同住宅を対象に自転車駐車場の附置義務を課す条例を制定し、平成22年10月1日より対象となる建築物の新築、増築、改築の際に適用している。集客施設では、施設面積300㎡以上の小売店、飲食店、遊戯施設が対象で、15㎡ごとに1台ずつの自転車駐車場の設置義務が課せられている。
- しかし、ミナミやキタといった中心繁華街では、間口5m程度の小規模なビルも多く、こうしたビルでは、以下の理由で本条例の求める基準に対応することは極めて厳しい状況にある。
- ・自転車駐車場を施設内に設置する場合、自転車用の通路や運搬用エレベーターも確保する必要がある。これは、設計上大きな問題であるとともに、ビルオーナーの財政負担も大きい。
 - ・アーケード街など、自転車走行禁止となっている道路に面したビルでも、他と同じ基準で駐輪場の附置義務が課せられることは、ビルオーナーの納得を得にくい。
- このまま、本条例が厳格に運用される状態が続けば、ビルの建て替えやリノベーションなどが進まず、今後のまちの賑わいづくりに大きな障害となる可能性がある。
- そこで、本要望では、大阪市に対し、自転車駐車場の附置等に関する条例の改正、あるいは共同駐輪場の活用を含めた運用の見直しや緩和などに向けて、必要な取り組みを早急に進めるよう求めている。

以上

- <添付資料> ①「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」の見直しに関する要望
②小規模ビル内に自転車駐車場を設置する場合の状況

平成 25 年 6 月 24 日

大阪市長 橋下 徹 殿

大阪商工会議所

「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」の
見直しに関する要望

本会議所では、都市景観を大きく損ない、街の雰囲気を変悪化させている放置自転車の削減は、大阪の都市ブランド向上を図るうえで、極めて重要な課題の一つであると捉えている。平成 19 年 3 月には、大阪市に対し、放置自転車削減に向けた有効な対策を講ずるよう、11 項目からなる放置自転車問題解決に関する要望を建議した。その後も、放置自転車削減に向け、関係者間で協議の場を設置したほか、中心繁華街などで実施されるキャンペーン活動等にも積極的に参画し、行政、地元関係者らとともに、この問題に関わってきたところである。

こうした中、大阪市では、平成 22 年 10 月より、「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」が施行・適用され、原則として 300 m²以上の集客機能（小売店、遊技場等）を有する建築物には、自転車駐車場の設置が義務付けられることになっている。

本条例については、平成 19 年に本会議所が取りまとめた要望の中でもその設置を求めており、本条例の基本理念は放置自転車の削減に有効に機能するものと認識している。

しかしながら、大阪市内のすべての地域を一様に条例によって規制することで、様々な影響が生じ始めている。大阪を代表する中心繁華街であるミナミでは、数フロア程度からなる間口の狭い小規模の商業ビルが立ち並んでいるが、こうした建築物に対しても、あわせて 300 m²以上の小売店や飲食店が入居していれば、少なくとも 20 台以上の自転車を収容する駐車場の附置義務が発生する。大阪市内でも、とりわけ地価の高い密集化した商業地域に立地する建築物に対しても、条例が求める数

の自転車駐車を確保することは、ビルオーナーの資金負担の面からも、またビルの構造上の面からも極めて困難な状況である。

さらに、自転車走行禁止となっている商店街の道路に面している建築物に対しても、同じ基準で自転車駐車の附置義務が課せられており、地元関係者の理解を得にくい状況となっている。

本条例が足かせとなり、ビルの建て替えやリノベーションなど、まちの活性化や賑わいに向けた動きを停滞させることにもつながりかねないと、状況を憂慮しているところである。

また、中心繁華街に数多く立地している間口の狭い小規模なビルに自転車駐車を設置しても、ビル内アクセスの問題等から来場者の駐車場利用が進みにくいことが懸念され、放置自転車削減の効果も極めて限定的と考えられる。

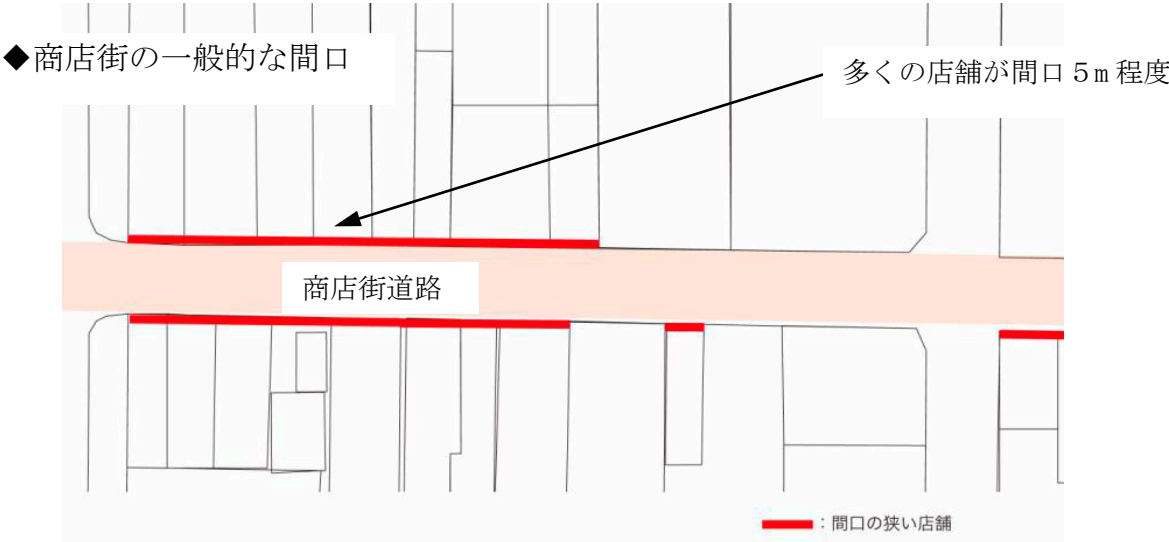
については、関係者の声を聴くなど各地域の現状を再度精査し、放置自転車の削減と賑いのあるまちづくりが両立しうるよう、大阪市自転車駐車の附置等に関する条例の改正、あるいは共同駐輪場の活用を含めた運用の見直しや緩和などに向けて、必要な取り組みを早急に進められたい。

平成 25 年 6 月 24 日

小規模ビル内に自転車駐車を設置する場合の状況

●敷地形状から・敷地内での自転車駐車の確保ができない

- ・敷地間口が 5 m 程度と狭く、奥行が 15 m 以上と長い形状の土地が多い
- ・自転車駐車を間口部分で確保できないうえ、奥に設けようとしても通路 (1.5 m) も確保できない



◆ある店舗での事例

